

涌谷町監査委員告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年2月28日

涌谷町監査委員 遠藤 要之助

同 竹中 弘光

定期監査及び行政監査結果報告書

1 監査の基準

本監査は、涌谷町監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条の規定による定期監査及び行政監査

3 監査の対象

業務委託契約及び工事請負契約について

4 監査の範囲

令和3年度に契約が締結された全会計における委託料及び工事請負費に係るもののうち、監査委員が抽出したもの。(別紙「監査対象リスト」のとおり)

5 監査の着眼点

- (1) 契約の方法は適正か。
- (2) 契約の相手先選定に係る手続きは適切に行われているか。
- (3) 契約手続きにおける競争性、公平性は確保されているか。
- (4) 履行確認及び支払いは、適切に行われているか。

6 監査の実施内容

(1) 監査の実施期間

書類審査 令和5年1月23日から2月3日まで

関係職員ヒアリング 令和5年2月2日及び3日

(2) 監査の場所

涌谷町役場監査委員室

(3) 監査委員

涌谷町監査委員(代表監査委員) 遠藤 要之助

同 竹中 弘光

(4) 監査の方法

監査の対象となった契約に係る担当課から、関係書類の提出を求め調査するとともに、担当職員のヒアリング等を実施した。

7 監査の結果

【2月2日ヒアリング】

(1) 福祉課(子育て支援室) 2件

ア 令和3年度さくらんぼこども園内電気保安等改修工事

(ア) 契約書の削除について欄外に文字数が示されているが、削除部分を見消し線等での表示がされていない。

(イ) 契約書表紙に不必要な捨印がある。

(ウ) 一部文書に起案等の決裁等月日がないものがある。

イ 令和3年度杉の子児童クラブトイレ洋式化等工事

- (ア) 契約書案添付なし。
- (イ) 契約書表紙に不必要な捨印ある。
- (ウ) 完成写真が工事内容を説明するには、一部不十分なところがある。
- (エ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書の写しがない。
- (オ) 起案文書の決裁等月日の記入がない書類が散見される。

(2) 上下水道課 10件

ア 令和3年度涌公下雨第1号江合川右岸第2排水区洪江地内雨水排水路整備工事

- (ア) 設計書、仕様書（設計図書）が別冊で綴られていたが、その表記がなく、意味も分からない。
- (イ) 起工伺いが綴られていない。
- (ウ) 契約書の削除部分を見消し線が表示されていない。
- (エ) 契約書に不必要な捨印がある。
- (オ) 主任技術者の資格証の写しがない。
- (カ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書の写しがない。

イ 令和3年度追波北地内外配水管布設替工事

- (ア) 主任技術者の資格証の写しがない。
- (イ) 現場代理人兼務承認願に決裁印がない。
- (ウ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書の写しがない。
- (エ) 工事件名に地内外とあるが、設計図書からはその意図が分からない。

ウ 令和3年度追波北地内配水管布設替工事

- (ア) 主任技術者の資格証の写しがない。
- (イ) 現場代理人兼務承認願に決裁印がない。
- (ウ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書の写しがない。

エ 令和3年度岸ヶ森西地内配水管布設替工事

- (ア) 主任技術者の資格証の写しがない。
- (イ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書の写しがない。

オ 令和3年度岸ヶ森西地内舗装復旧工事

- (ア) 契約書の削除部分を見消し線が表示されていない。
- (イ) 契約書に不必要な捨印がある。
- (ウ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書の写しがない。

カ 令和3年度第3配水池屋根防水改修及びネットフェンス改修工事

- (ア) 契約書の削除部分を見消し線が表示されていない。
- (イ) 契約書に不必要な捨印がある
- (ウ) 主任技術者の資格証の写しがない。

- (エ) 一部下請負承認願に決裁印がない。
- (オ) 変更契約書にも不必要な捨印がある。
- (カ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書の写しがない。
- キ 令和3年度六軒町裏地内配水管布設替工事
 - (ア) 契約書の削除部分を見消し線で表示されていない。
 - (イ) 契約書に不必要な捨印がある。
 - (ウ) 主任技術者の資格証の写しがない。
 - (エ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書の写しがない。
- ク 令和3年度洪江地内配水管布設替工事
 - (ア) 主任技術者の資格証の写しがない。
 - (イ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書の写しがない。
- ケ 令和3年度上町地内外舗装復旧工事
 - (ア) 一部下請け承認願に決裁印がない。
 - (イ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書の写しがない。
- コ 令和3年度涌谷町水道事業水道メーター検針業務委託
 - (ア) 随意契約の起案の際には、適用条文の写しを添付すべきある。
 - (イ) 業務委託の4月1日契約の準備事務が2月24日から始めているが、準備事務が前年度から行われていることに疑問を感じる。
 - (ウ) 予定価格調書の数値（4 予定価格と6 対象価格）が不一致であるとともに、予定価格に鉛筆で加筆の跡がある、正式に訂正手続きをすべきである。
- (3) 農林振興課 3件
 - ア 令和3年度涌谷町農林業系汚染廃棄物前処理施設設置工事（本テント）
 - (ア) 裏紙を使っているが、不用部分を斜線等で分かるようにすべきである。
 - (イ) 質問・回答書に日付、回答者の記名押印がない。
 - (ウ) 契約保証金の納付証明書がない。
 - (エ) 契約書表紙に不必要な捨印がある。16ページにも押印の訂正理由を書き込むべきである。
 - (オ) 主任技術者の資格証の写しがない。
 - (カ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書の写しがない。
 - (キ) 起案文書の決裁等月日の記入がない書類が散見される。
 - イ 令和3年度農林業系廃棄物保管テント補強工事
 - (ア) 指名委員会から、「1者指名随契で課内での見積もり合わせにより速やかに執行することとする」との結果通知がありながら、さらに、課内指名委員会においての同内容の決定が必要であるのか意味不明である。
 - (イ) 契約保証金・前払金・中間前払金なしの契約であるので、関係する契約書第4条、第37条、第38条及び第40条の削除をすべきである。

- (ウ) 契約書表紙に不必要な捺印がある。
 - (エ) 予算科目が14節なのに委託業務と表記された文書がある。
 - (オ) 現場代理人等通知書に主任技術者の氏名がない。
 - (カ) 工事写真が綴られているが、一部に作業の流れが不明な部分がある。
 - (キ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書の写しがない。
 - (ク) 起案文書の決裁等月日等の記入がない書類が散見される。
- ウ 令和3年度農林業系汚染廃棄物前処理業務
- (ア) 書類の綴り順が悪い。
 - (イ) 契約書表紙7に契約保証金1,221,000円とあるが、納付の痕跡もなく、金融機関等の保証証書もない。
 - (ウ) 契約書第4条（契約の保証）の履行確認が取れない。
 - (エ) 契約書第3条（着手届及び業務工程表の提出）第1項に契約締結後10日以内に提出とあるが提出された書類では確認できない。
 - (オ) 契約書第9条による管理技術者等を選任し通知されていない。
 - (カ) 業務完了検査報告書がない。これだけの大量業務であるのに、所管課長の段階検査である。
 - (キ) 起案文書の決裁等月日等の記入がない書類が散見される。

(4) 総務管理課 3件

ア CT・MR読影医師業務委託

- (ア) 施工伺いの文章が伺うとすべき箇所が「します。」となっている。
- (イ) 随意契約の根拠を地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の2第1項第7号を適用とあるが条文の「時価に比して著しく有利な価格で契約ができる見込みのあるとき」の比較根拠が不明である。また、1者の根拠も不明である。随意契約の起案の際には、適用条文の写しを添付すべきある。
- (ウ) 施行伺いが3月23日、参考見積月日が3月24日、指名委員会依頼が4月7日、最終見積書（と思われる）4月13日、注文書が4月14日、契約日が6月1日付けとなっている、契約日から見て前年度中に準備事務が必要か疑問である。
- (エ) 業務名が文書によって違っている。

イ 事務作業補助業務委託

- (ア) 施行伺いが起案されていない。
- (イ) 特命随意契約の根拠を令第167条の2第1項第3号としているが、契約の相手方は「特定の施設から役務の提供を受ける契約（障害者支援施設、シルバー人材センター、母子福祉団体等）」に当てはまらない。随意契約の起案の際には、適用条文の写しを添付すべきある。
- (ウ) 契約締結伺いに決裁月日がない。ほかにも月日記入の脱落がある。

ウ 涌谷町国民健康保険病院経営改善支援業務委託

(ア) 特命随意契約の根拠を令第167条の2第1項第7号としているが「時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの」の根拠が不明である。また、涌谷町財務規則第98条第1項「ウ 購入する物品が特殊なためその取扱業者が限定されている場合」を適用しているが、当事業は物品購入ではない。随意契約の起案の際には、適用条文の写しを添付すべきある。

(イ) 予定価格が設定されていない。

(ウ) 契約書の業務名が違う。

(エ) 契約月日が4月1日で準備事務が前年度から行われていることに疑問を感じる。

(オ) 起案文書の決裁等月日の記入がない書類が散見される。

(5) 総務課 3件

ア 涌谷町庁舎発電機設置電気設備工事

(ア) 書類の綴り順が悪い。

(イ) 起工伺いがない。

(ウ) 契約書削除箇所の削除理由文がない。

(エ) 表面に不必要な捨印がある。

(オ) 監督員選任通知書がない。

(カ) 主任技術者の資格証明証の写しがない。

(キ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書の写しがない。

(ク) 検査結果通知書等の原本の写しがない。

(ケ) 起案文書の決裁等月日の記入がない書類が散見される。

イ 令和3年度議員控室他抗菌床改修工事（新型コロナ対策）

(ア) 契約書の部分的削除（第4条契約の保証、第37条前金払、第38条中間前金払、第40条前払金の使用等）が必要と思われるがされていない。しかも、町長印もない。

(イ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書の写しがない。

(ウ) 検査結果通知書等の原本の写しがない。

(エ) 起案文書の決裁等月日の記入がない書類が散見される。

ウ ふるさと納税業務委託

(ア) 「ふるナビ」利用契約書最終ページに文字の加除修正があるが、この場合は加除数と甲乙の押印が必要である。

(イ) 起案文書の決裁等月日の記入がない書類が散見される。

【2月3日ヒアリング】

(6) 教育総務課 7件

ア 令和3年度月将館小学校照明灯省エネ化工事

- (ア) 入札関係書類と契約書だけが別綴りなのは、意味不明である。
- (イ) 契約書の削除部分を見消し線が表示されていない。削除理由文に請負者の押印がない。
- (ウ) 契約保証金納付証明書がない。
- (エ) 主任技術者の資格証明証の写しがない。
- (オ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書の写しがない。
- (カ) 検査結果通知書等の原本の写しがなく、相手の敬称もない。
- (キ) 起案文書の決裁等月日の記入がない書類が散見される。

イ 木柱等撤去工事・一小敷砂利工事・照明用ポール設置工事・3. 16地震応急復旧工事（一小）

- (ア) 4件とも少額の工事であるが、起工伺い及び発注書等がなく、支出負担行為書と請求書のみでの処理では、内容の把握及び代金の支払い根拠が明確でない。
- (イ) 支払調書と施工業者の請求書の工事名が違い、戸惑いを感じる。

ウ 令和3年度涌谷町立幼稚園エアコン設置工事

- (ア) 書類の綴り順が悪い。
- (イ) 随意契約の理由書がない。
- (ウ) 指名委員会結果通知に令167条の2第6項第5号とあるがこのような項号はない。随意契約の起案の際には、適用条文の写しを添付すべきある。
- (エ) 見積書提出に代理人提出はあるが、代理人通知書がない。
- (オ) 主任技術者の資格証明証の写しがない。
- (カ) 一部下請け承認願の原本がない。
- (キ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書の写しがない。
- (ク) 起案文書の決裁等月日の記入がない書類が散見される。

エ 令和3年度涌谷町学校給食センター1号ボイラー更新工事

- (ア) 書類の綴り順が悪い。
- (イ) 指名委員会開催依頼書に随意契約の理由がない。
- (ウ) 指名委員会の随意契約理由に令167条の2第1項第6号にしているが、不利は価格面のことをいうもので、本件は業者が限定されるという性質又は目的が競争を許さない場合であり、2号を適用すべきと思われる。随意契約の起案の際には、適用条文の写しを添付すべきある。
- (エ) 契約書の第35条、第35条の2の削除が必要である。表紙に不必要と思われる町長印の捨印がある。
- (オ) 一部下請け承認願に決裁印がない。

(カ) 起案文書の決裁等月日の記入がない書類が散見される。

オ 涌谷町学校給食センター調理、配送業務委託

- (ア) 書類の綴り順が悪い。
- (イ) 契約書表紙に不必要と思われる町長印の捨印がある。
- (ウ) 業務遂行状況が確認できる書類が必要である。

カ スクールバス借上げ運行业務

- (ア) 書類の綴り順が悪い。
- (イ) 指名委員会への依頼書がない。
- (ウ) 契約書表紙に不必要な捨印がある。
- (エ) 契約書第9条に責任者通知として、「契約履行責任者、副責任者、整備管理者及び乗務員を定めあらかじめ甲に通知しなければならない」とあるが、それらの書類が綴られていない。
- (オ) 業務完了報告書がない。
- (カ) 起案文書の決裁等月日の記入がない書類が散見される。

キ スクールバス運行管理業務

- (ア) 指名委員会への依頼書がない。
- (イ) 契約書表紙に不必要な捨印がある。
- (ウ) 契約書第9条に責任者通知として、「契約履行責任者、副責任者、整備管理者及び乗務員を定めあらかじめ甲に通知しなければならない」とあるが、それらの書類が綴られていない。
- (エ) 業務完了報告書がない。

(7) まちづくり推進課 3件

ア 令和3年度相野沼地内炭鉱被害復旧工事

- (ア) 契約書表紙に不必要な捨印がある。
- (イ) 検査結果通知書等の原本の写しがない。
- (ウ) 支払調書に請求書がない。

イ 令和3年度相野沼地内炭鉱被害調査業務

- (ア) 契約書表紙に不必要な捨印がある。
- (イ) 検査結果通知書等の原本の写しがない。

ウ 令和3年度黄金山工業団地法面管理業務

- (ア) 書類の綴り順が悪い。
- (イ) 綴られている書類に不必要な書類がある。必要な部分にマーキングし、不要なものは外すべきである。
- (ウ) 契約書の削除部分が見消し線が表示されていない。
- (エ) 表紙に不必要な捨印がある。
- (オ) 完成写真がない。

- (カ) 照査技術者（主任技術者）の経歴書及び資格証明証の写しがない。
 - (キ) 検査結果通知書等の原本の写しがない。
 - (ク) 支出調書に請求書がない。
 - (ケ) 起案文書の決裁等月日の記入がない書類が散見される。
 - (コ) 契約月日が4月1日で、準備事務が前年度から行われていることに疑問を感じる。
- (8) 生涯学習課 5件
- ア 令和3年度涌谷町立史料館災害復旧工事
 - (ア) 契約書の削除部分が見消し線が表示されていない。
 - イ 令和3年度追戸横穴歴史公園植栽管理業務委託
 - (ア) 契約書表紙に不必要な捨印がある。
 - (イ) 契約月日が4月1日で、準備事務が前年度から行われていることに疑問を感じる。
 - ウ 令和3年度追戸横穴歴史公園清掃業務委託
 - (ア) 契約月日が4月1日で、準備事務が前年度から行われていることに疑問を感じる。
 - (イ) 作業写真が1枚もない。
 - エ 令和3年度見龍廟植栽管理業務委託
 - (ア) 照査技術者（主任技術者）の経歴書及び資格証明証の写しがない。
 - (イ) 契約月日が4月1日で、準備事務が前年度から行われていることに疑問を感じる。
 - オ 籠岳地区町民グランド木柱等撤去作業
 - (ア) 業務名の「木柱撤去」が「コンクリート柱撤去」になっている。
 - (イ) 起案文書の決裁等月日の記入がない書類が散見される。
- (9) 建設課 24件
- ア 令和3年度不動沢川緊急浚渫工事
 - (ア) 書類の綴り順が悪い。
 - (イ) 入札執行報告の執行依頼先が教育総務課になっている。（企画課作成文）
 - (ウ) 契約書の削除部分が見消し線が表示されていない。
 - (エ) 表紙に不必要な捨印がある。
 - (オ) 下請け承認願に決裁印、月日がない。
 - (カ) 請負変更契約書に不必要と思われる町長印の捨印がある。
 - (キ) 契約保証金、前払金の保証金納入証明がない
 - (ク) 前払金ありの契約だが、業者から請求がされていない。請求の有無の意思確認をし、不必要な条項については、削除が必要と思われる。
 - (ケ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書の写しがない。

- (コ) 発注者発行の大半の文書に、起案文書の決裁等月日の脱落がある。
- (サ) 適用通知書が添付されているが、発出が平成2年3月7日付け、事業主が先代代表者となっており、この文書が有効であるか確認せず綴られている。
- (シ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書の写しがない。

イ 令和3年度石生川緊急浚渫工事

- (ア) 指名委員会への依頼書がない。
- (イ) 契約保証金、前払金の保証金納入証明がない。
- (ウ) 契約書の削除部分が見消し線で表示されていない。削除説明文に受注者の押印がない。
- (エ) 前払金ありの契約だが、業者から請求がされていない。請求の有無の意思確認をし、不必要な条項については、削除が必要と思われる。
- (オ) 請負変更契約書に不必要と思われる町長印の捨印がある。
- (カ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書の写しがない。
- (キ) 発注者発行の大半の文書に、起案文書の決裁等月日の脱落がある。

ウ 令和3年度石仏川緊急浚渫工事

- (ア) 指名委員会への依頼書がない。
- (イ) 契約書の表紙に不必要な捨印がある。削除部分が見消し線で表示されていない。
- (ウ) 前払金ありの契約だが、業者から請求がされていない。請求の有無の意思確認をし、不必要な条項については、削除が必要と思われる。
- (エ) 契約保証金、前払金の保証金納入証明がない。
- (オ) 主任技術者の経歴書及び資格証明証の写しがない。
- (カ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書の写しがない。

エ 令和3年度町道等舗装補修工事

- (ア) 指名委員会開催依頼書がない。
- (イ) 契約書の表紙に不必要な捨印がある。
- (ウ) 削除部分が見消し線で表示されていない。
- (エ) 契約保証に関する届書の契約保証の方法について（次の番号に○印を付すこと）の（2）に○が付いているが、契約保証金納付届によれば（1）が正しいと思われる。
- (オ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書の写しがない。

オ 令和3年度不動沢川緊急浚渫工事（その2）

- (ア) 指名委員会への依頼書がない。
- (イ) 入札辞退届が1社足りないが、その理由を記した文書がない。
- (ウ) 契約書の表紙に不必要な捨印がある。
- (エ) 削除部分が見消し線で表示されていない。

- (オ) 前払金ありの契約だが、業者から請求がされていない。請求の有無の意思確認をし、不必要な条項については、削除が必要と思われる。
 - (カ) 2回の変更契約があったが、2回とも契約書に不必要な捨印がある。
 - (キ) 発注者発出の大半の文書に、決裁等月日記入の脱落がある。
 - (ク) 完了検査復命書のみで、工事成績調書の写しがない。
- カ 令和3年度一本柳本町線横断暗渠浚渫工事
- (ア) 契約書の表紙に不必要な捨印がある。
 - (イ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書の写しがない。
 - (ウ) 起案文書の決裁等月日の記入がない書類が散見される。
- キ 令和3年度町道等舗装補修工事（その2）
- (ア) 書類の綴り順が悪い。
 - (イ) 指名委員会への依頼書がない。
 - (ウ) 契約書の表紙に不必要な捨印がある。
 - (エ) 主任技術者の資格証明証の写しがない。
 - (オ) 一部下請け承認願に記名決裁印がない
 - (カ) 提出書類に必要性に疑問を持つ資料（多くは資格証等）があるが、不要と思われるものは添付すべきではない。
 - (キ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書の写しがない。
- ク 令和3年度交通安全施設工事（区画線）
- (ア) 指名委員会への依頼書がない。
 - (イ) 契約書第37条、第38条及び第40条が削除されているが、表紙7前払い金及び8中間前払金について何も記述されていないのは、契約書から出るトラブルの元である。作成上の単純ミスでは済まされないものである。
 - (ウ) 変更契約書に不必要な捨印がある。
 - (エ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書の写しがない。
- ケ 令和3年度（補助）黄金宮橋外橋梁補修工事
- (ア) 書類の綴り順が非常に悪い。
 - (イ) 指名委員会への依頼書がない。
 - (ウ) 契約書の表紙に不必要な捨印がある。
 - (エ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書写しがない。
 - (オ) 起案文書の決裁等月日の記入がない書類が散見される。
- コ 令和3年度篁岳山線舗装補修工事
- (ア) 書類の綴り順が非常に悪い。
 - (イ) 指名委員会への依頼書がない。
 - (ウ) 契約書の表紙に不必要な捨印がある。
 - (エ) 削除部分が見消し線が表示されていない。

- (オ) 契約保証金の納付証明がない。
 - (カ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書写しがない。
 - (キ) 起案文書の決裁等月日の記入がない書類が散見される。
- サ 令和3年度菅の沢笹岳線舗装補修工事
- (ア) 契約書の表紙に不必要な捨印がある。
 - (イ) 削除部分が見消し線に表示されていない。
 - (ウ) 契約保証金の納付証明がない。
 - (エ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書写しがない。
 - (オ) 起案文書の決裁等月日の記入がない書類が散見される。
- シ 令和3年度（辺地債）岸ヶ森線舗装工事
- (ア) 書類の綴り順が非常に悪い。
 - (イ) 指名委員会への依頼書がない
 - (ウ) 契約書の表紙に不必要な捨印がある。
 - (エ) 削除部分が見消し線に表示されていない。
 - (オ) 変更契約書に不必要な捨印がある。
 - (カ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書写しがない。
 - (キ) 裏紙を使っているが、不用部分を斜線等で分かるようにすべきである。
- ス 令和3年度菅の沢笹岳線舗装補修工事（その2）
- (ア) 書類の綴り順が非常に悪い。
 - (イ) 指名委員会への依頼書がない。
 - (ウ) 契約書の表紙に不必要な捨印がある。
 - (エ) 削除部分が見消し線に表示されていない。
 - (オ) 契約保証金の納付証明書がない。
 - (カ) その1工事と一括発注にできなかったのか。変更金額が原契約金の55.5%増は高額変更ではないか。当初見積もりの甘さが感じられる。
 - (キ) 変更契約書二か所に文字の削除があるが、欄外にその説明文がない。
 - (ク) 完了検査復命書のみで、工事成績調書写しがない。
 - (ケ) 裏紙を使っているが、不用部分を斜線等で分かるようにすべきである。
 - (コ) 起案文書の決裁等月日の記入がない書類が散見される。
- セ 令和3年度笹岳山線舗装補修工事
- (ア) 書類綴り順が非常に悪い。
 - (イ) 指名委員会への依頼書がない。
 - (ウ) 入札行為において、1社が代理人届を提出しながら代理人でなく、代表者名での入札行為に及んだではと思われる形跡がある。本人確認が必要ではないか。
 - (エ) 主任技術者の資格証明証の写しがない。
 - (オ) 第2回変更契約書に2か所に○印加入があるが、欄外にその説明文がない。

- (カ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書写しがない。
 - (キ) 前払金ありの契約だが、業者から請求がされていない。請求の有無の意思確認をし、不必要な条項については、削除が必要と思われる。
 - (ク) その1の工事と一括発注できなかったのか疑問である。
 - (ケ) 完了検査復命書のみで、工事成績調書写しがない。
 - (コ) 起案文書の決裁等月日の記入がない書類が散見される。
- ソ 令和3年度田下線外舗装工事
- (ア) 書類綴り順が非常に悪い。
 - (イ) 指名委員会への依頼書がない
 - (ウ) 入札行為において、1社が代理人届を提出しながら代理人でなく、代表者名での入札行為に及んだではと思われる形跡がある、本人確認が必要ではないか。
 - (エ) 契約書の表紙に不必要な捨印がある。
 - (オ) 契約書の8中間前払金額が空欄になっているため、第38条削除とは相反する表示になっている。
 - (カ) 一部下請け承認願に決裁印がない
 - (キ) 変更契約書に二か所に○印加入があるが欄外にその説明文がない。
 - (ク) 完了検査復命書のみで、工事成績調書写しがない。
 - (ケ) 発注者発行の大半の文書に、起案文書の決裁等月日の脱落がある。
- タ 令和3年度（補助）道路橋梁点検業務
- (ア) 令167条の2第1項第2号を適用し随意契約としているが、第6号が適切と思われる。随意契約の起案の際には、適用条文の写しを添付すべきある。
 - (イ) 主任技術者の資格証明証の写しがない。
 - (ウ) 作業写真又は完成写真がない。
 - (エ) 起案文書の決裁等月日の記入がない書類が散見される。
- チ 令和3年度都市公園等植栽管理業務
- (ア) 指名委員会開催依頼書がない
 - (イ) 契約書表紙に不必要な捨印がある。
 - (ウ) 前払金ありの契約だが、業者から請求がされていない。請求の有無の意思確認をし、不必要な条項については、削除が必要と思われる。
 - (エ) 契約保証に関する届書の1契約保証の方法について（次の番号に○を付すこと）で3に○をしているが、5が正しいと思われる。
 - (オ) 照査技術者（主任技術者）の資格証の写しがない。
 - (カ) 発注者発行の大半の文書に、起案文書の決裁等月日の脱落がある。
- ツ 令和3年度中央公園内樹木伐採業務
- (ア) 少額委託業務であるが、起行（工）伺い及び発注書等がなく、支出負担行為書と請求書のみでの処理では、内容の把握及び代金の支払い根拠が明確でない。

- (イ) 安全確保要員が必要と思われる。
- テ 令和3年度城山公園内枯損木伐採業務
 - (ア) 少額委託業務であるが、起行（工）伺い及び発注書等がなく、支出負担行為書と請求書のみでの処理では、内容の把握及び代金の支払い根拠が明確でない。
 - (イ) 安全確保要員が必要と思われる。
- ト 令和3年度町道等維持補修管理業務
 - (ア) 指名委員会への依頼書がない。
 - (イ) 前払金ありの契約だが、業者から請求がされていない。請求の有無の意思確認をし、不必要な条項については、削除が必要と思われる。
 - (ウ) 契約保証金納入証明がない。
- ナ 令和3年度町道等維持補修管理業務（その2）
 - (ア) 指名委員会への依頼書がない。
 - (イ) 契約書表紙に不必要な捨印がある。
 - (ウ) 照査技術者（主任技術者）の資格証の写しがない。
- ニ 令和3年度屋外公共施設保守管理業務
 - (ア) 完成写真で着手前と完成でカメラアングルが違い、比較確認に違和感を感じる。
- ヌ 令和3年度町道等凍結防止剤散布業務委託
 - (ア) 契約書表紙に受注者の不必要な捨印がある。
 - (イ) 作業写真がない、よって作業内容がつかめない。
- ネ 令和3年度都市公園等除草業務
 - (ア) 契約月日が4月1日で、準備事務が前年度から行われていることに疑問を感じる。
 - (イ) 契約書表紙に不必要な捨印がある。
- (10) 会計課 2件
 - ア コンビニエンスストア収納事務委託契約
 - 委託契約書が委託期間1年として自動更新することとし、平成26年度以降更改されていない。債務負担行為を行うか、又は長期継続契約に該当しない場合の自動更新はできないものと解する。
 - イ 公金収納トータルサービス業務委託契約
 - 委託契約書には期間1年として自動更新ありとしているが、上記アと取扱いが異なり、令和3年度は契約書を作成して更新している。
- (11) 企画財政課 2件
 - ア 刈萱町竹処理委託料
 - (ア) 少額作業委託であるが、起行（工）伺い及び発注書等がなく、支出負担行為書と請求書のみでの処理では、内容の把握及び代金の支払い根拠が明確でない。

イ 令和3年度町内危険遊具撤去工事

- (ア) 指名委員会への依頼書がない。
- (イ) 契約書表紙に不必要な捨印がある。
- (ウ) 主任技術者の経歴書と資格証明証の写しがない。
- (エ) 変更契約書に不必要な捨印がある
- (オ) 参考図書等によれば、7か所、およそ42種類の遊具撤去と読めるが、完成写真は7組しかない。工事が適切に完成しているかの判断に苦労した。
- (カ) 工事成績調書が未完のまま綴られている。
- (キ) 発注者発行の大半の文書に、起案文書の決裁等月日の脱落がある。

8 監査の意見

(1) 福祉課（子育て支援室）

- ア 契約書の削除部分の箇所明示や不必要な捨印等をなくすことは、文書作成の基本であるので、契約主管課（企画財政課）と共に、このような不適切な処理をなくすよう努力を期待する。
- イ 起案文書に決裁等月日が欠落しているのは、公文書として欠陥文書といわざるを得ない。決裁責任者が責任をもって確認すべきである。
- ウ 完了検査復命書と工事成績調書は、表裏一体のものである。原本は会計課が保管しているので、写しを請求してでも保存すべきである。

(2) 上下水道課

- ア 複数案件であった契約書の削除部分の箇所明示や不必要な捨印等をなくすことは、文書作成の基本であるので、契約主管課（企画財政課）と共に、このような不適切な処理をなくすよう努力を期待する。
- イ 意味なく一件の書類を分冊することは、書類点検の際戸惑いを起こすことにつながる、止むを得ない場合はそのことを表記すべきである。
- ウ 各伺い書等は、組織が事業を実施する上での重要なものである。綴りに欠落していることは、重大なミスと指摘せざるを得ない。
- エ 多くの関係書類に主任技術者（照査技術者）の経歴書、資格証の写しが付いていない。主任技術者は、現場における技術のレベル確保における重大な責務を帯びている、その者の資格の有無を確認することは重要な手続きである。今後は、深い注意の下、受注者に添付を強く要請すべきである。
- オ 各種書類に町長の決裁印が欠落しているのが散見される。案件に対する責任者の可否を決定するものとして重要であるので、原本が確保できない場合は写しを保存しておくべきである。
- カ 事業の実施のために、随意契約における地方自治法等（以下「法令」という。）の適用が必要である場合は、適用条項の解釈の間違いをなくすためにも適用条項

のみでなく、条文の写しを添付すべきである。

キ 完了検査復命書と工事成績調書は、表裏一体のものである。原本は会計課が保管しているのので、写しを請求してでも保存すべきである。

ク 契約月日が4月1日で、準備事務が前年度から行われていることに疑問を感じる。業務の内容によっては、年度当初の契約が必要になることは認めるが、法令等の解釈によれば多くは否定的である。今後の検討が必要である。

(3) 農林振興課

ア 契約書作成上の注意点として、不必要な捨印、契約内容に基づいた条項及び文字の削除、各保証の履行確認など、確認及び是正を徹底すること。契約主管課（企画財政課）と共に、不適切な処理をなくすよう努力を期待する。

イ 主任技術者（照査技術者）の経歴書、資格証の写しが付いていない。主任技術者は現場における技術のレベル確保における重大な責務を帯びている、その者の資格の有無を確認する事は重要な手続きである、今後は、深い注意の下、受注者に添付を強く要請すべきである。

ウ 起案文書に決裁等月日が欠落している場合は、公文書として最大欠陥文書といわざるを得ない。決裁責任者が責任をもって確認すべきである。

エ 完了検査復命書と工事成績調書は、表裏一体のものである。原本は会計課が保管しているのので、写しを請求してでも保存すべきである。

オ 書類の綴り順が悪く、事務執行の流れの確認や検索等に戸惑いを感じた。事業終了後には、整理して保存すべきである。

(4) 総務管理課

ア 各種文書のささいな文言の間違いにより、文書の意味が変わってしまうので、契約に係る案件は特に注意が必要である。

イ 法令適用の際は、根拠、解釈などを明確にするためにも、適用条文の写しを添付すべきである。

ウ 契約準備事務を前年度（予算執行可能以前）に行うことはいかがか疑問に思う。特に、指摘案件は契約日から見て、その必要があったのか。

エ 契約月日が4月1日で、準備事務が前年度から行われていることに疑問を感じる。業務の内容によっては、年度当初の契約が必要になることは認めるが、法令等の解釈によれば多くは否定的である、今後の検討が必要である。

オ 起案文書に決裁等月日が欠落している場合は、公文書として最大欠陥文書といわざるを得ない。決裁責任者が責任をもって確認すべきである。

(5) 総務課

ア 各伺い書等は、上司のその事業実施の許可を得る重要なものである。綴りに欠落していることは重大なミスと指摘せざるを得ない。

イ 契約書作成上の注意点として、不必要な捨印、契約内容に基づいた条項及び文

字の削除、各保証の履行確認など、確認及び是正を徹底すること。契約主管課（企画財政課）と共に、不適切な処理をなくすよう努力を期待する。

ウ 通知書は受注者に発注者の意思通達には不可欠のものである。押印欠落、未通知ではと推測されるような処置はすべきではない。

エ 主任技術者（照査技術者）の経歴書、資格証の写しが付いていない。主任技術者は現場における技術のレベル確保における重大な責務を帯びている。その者の資格の有無を確認することは重要な手続きである。今後は、深い注意の下、受注者に添付を強く要請すべきである。

オ 完了検査復命書と工事成績調書は、表裏一体のものである。原本は会計課が保管しているので、写しを請求してでも保存すべきである。

カ 起案文書に決裁等月日が欠落しては、公文書として最大欠陥文書といわざるを得ない。決裁責任者が責任をもって確認すべきである。

キ 書類の綴り順が悪く、事務執行の流れの確認や検索等に戸惑いを感じた。事業終了後には、整理して保存すべきである。

(6) 教育総務課

ア 契約書作成上の注意点として、不必要な捨印、契約内容に基づいた条項及び文字の削除、各保証の履行確認など、確認及び是正を徹底すること。契約主管課（企画財政課）と共に、不適切な処理をなくすよう努力を期待する。

イ 主任技術者（照査技術者）の経歴書、資格証の写しが付いていない。主任技術者は現場における技術のレベル確保における重大な責務を帯びている。その者の資格の有無を確認することは重要な手続きである。今後は、深い注意の下、受注者に添付を強く要請すべきである。

ウ 施行伺い後の指名委員会とのつながりが不明である。指名委員会への依頼書の写しを保存するべきである。

エ 事業実施に法令の適用が必要である場合は、適用条項の解釈間違いをなくすためにも適用条項のみでなく、条文の写しを添付すべきである。

オ 契約書に示されている届け書、通知書等は適切に確認し、一件書類と共に保存するべきである。

カ 完了検査復命書と工事成績調書は、表裏一体のものである。原本は会計課が保管しているので、写しを請求してでも保存すべきである。

キ 起案文書に決裁等月日が欠落しては、公文書として最大欠陥文書といわざるを得ない。決裁責任者が責任をもって確認すべきである。

ク 書類の綴り順が悪い書類が散見される。中には不必要な書類と思われるものもある。事務執行の流れの確認や検索等に戸惑いを感じた。事業終了後には、整理して保存するべきである。

ケ 少額な契約でも、命令権者及び業務内容の確認、支払根拠の明確化のためにも、

施行伺いは必要である。合わせて、後のトラブル防止のために、発注書等を交付すべきである。

コ 少額な案件でも、現場又はその周辺の安全確保のために、安全確保要員の配置をすべきである。

(7) まちづくり推進課

ア 契約書作成上の注意点として、不必要な捨印、契約内容に基づいた条項及び文字の削除、各保証の履行確認など、確認及び是正を徹底すること。契約主管課（企画財政課）と共に、不適切な処理をなくすよう努力を期待する。

イ 起案文書に決裁等月日が欠落しては、公文書として最大欠陥文書といわざるを得ない。決裁責任者が責任をもって確認すべきである。

ウ 請求書添付のない支払いがあつたのではと推測されるような文書整理は重大なミスと指摘する。今後は十分な確認の上、整理保管されたい。

エ 主任技術者（照査技術者）の経歴書、資格証の写しが付いていない。主任技術者は現場における技術のレベル確保における重大な責務を帯びている。その者の資格の有無を確認することは重要な手続きである。今後は、深い注意の下、受注者に添付を強く要請すべきである。

オ 完成写真等がないと業務内容及び成果などを確認できない。担当調査員は、どのようにして確認したのか不明である。

カ 書類の綴り順が悪い書類が散見される。中には不必要な書類と思われるものもある。事務執行の流れの確認や検索等に戸惑いを感じた。事業終了後には、整理して保存すべきである。

キ 契約月日が4月1日で、準備事務が前年度から行われていることに疑問を感じる。業務の内容によっては年度当初の契約が必要になることは認めるが、法令等の解釈によれば多くは否定的である、今後の検討が必要である。

(8) 生涯学習課

ア 契約書作成上の注意点として、不必要な捨印、契約内容に基づいた条項及び文字の削除、各保証の履行確認など、確認及び是正を徹底すること。契約主管課（企画財政課）と共に、不適切な処理をなくすよう努力を期待する。

イ 主任技術者（照査技術者）の経歴書、資格証の写しが付いていない。主任技術者は現場における技術のレベル確保における重大な責務を帯びている。その者の資格の有無を確認することは重要な手続きである。今後は、深い注意の下、受注者に添付を強く要請すべきである。

ウ 業務名が途中から変更になっているなどは、公文書としてあり得ないことである。今後は、深い注意をもって事務執行に留意されたい。

エ 完成写真等がないと業務内容及び成果などを確認できない。担当調査員は、どのようにして確認したのか不明である。

オ 起案文書に決裁等月日が欠落している場合は、公文書として最大欠陥文書といわざるを得ない。決裁責任者が責任をもって確認すべきである。

カ 契約月日が4月1日で、準備事務が前年度から行われていることに疑問を感じる。業務の内容によっては、年度当初の契約が必要になることは認めるが、法令等の解釈によれば多くは否定的である、今後の検討が必要である。→債務負担行為を取っているから取扱いOK

(9) 建設課

ア 指名委員会開催依頼書がないことを指摘したが、当課から申入れにより別冊で保管されていることを確認した。今後、一連の文書として綴る方法を検討されたい。

イ 契約書作成上の注意点として、不必要な捨印、契約内容に基づいた条項及び文字の削除、各保証の履行確認など、確認及び是正を徹底すること。契約主管課（企画財政課）と共に、不適切な処理をなくすよう努力を期待する。

ウ 主任技術者（照査技術者）の経歴書、資格証の写しが付いていない。主任技術者は現場における技術のレベル確保における重大な責務を帯びている。その者の資格の有無を確認することは重要な手続きである。今後は、深い注意の下、受注者に添付を強く要請すべきである。

エ 起案文書に決裁等月日が欠落している場合は、公文書として最大欠陥文書といわざるを得ない。決裁責任者が責任をもって確認すべきである。

オ 各種書類に町長の決裁印が欠落している文書が散見される。案件に対する責任者の可否を決定するものとして重要なものであるため、原本が確保できない場合は写しを保存しておくべきである。

カ 事業実施に法令の適用が必要である場合は、適用条項の解釈間違いをなくすためにも適用条項のみでなく、条文の写しを添付すべきである。

キ 完了検査復命書と工事成績調書は、表裏一体のものである。原本は会計課が保管しているので、写しを請求してでも保存すべきである。また、業務においても、業務完了検査復命書のみでなく、成績調書のような具体的な確認ができる調書も添付すべきと思われる。

ク 少額な契約でも命令権者及び業務内容の確認、支払根拠の明確化のためにも、施行伺いは必要である。合わせて、後のトラブル防止のために、発注書等を交付すべきである

コ 少額な案件でも、現場又はその周辺の安全確保のために、安全確保要員の配置をすべきである。

サ 書類の綴り順が悪い書類が散見される。中には不必要な書類と思われるものもある。事務執行の流れの確認や検索等に戸惑いを感じた。事業終了後には、整理して保存すべきである。

シ 各種文書のささいな文言の間違いにより、文書の意味が変わってしまうので、契約に係る案件は特に注意が必要である。

ス 近似していると思われる案件が（その１）（その２）と分割された工事や業務が見受けられたが、一括発注の検討の形跡が確認できない。今後の検討課題と思われる。

セ 完成写真集において、着手前と完成（完了）写真の角度が違い詳細検証に戸惑いや違和感を持ったので、今後は安易に検証できるような表示の手法の検討が必要であると思われる。また、完成写真が添付されていない、又は枚数が少ないものがあった。よって、その成果などを確認できなかった。担当調査員はどのようにして確認したのか不明である。

ソ 契約月日が４月１日で、準備事務が前年度から行われていることに疑問を感じる。業務の内容によっては年度当初の契約が必要になることは認めるが、法令等の解釈によれば多くは否定的である、今後の検討が必要である。

(10) 会計課

ア 監査結果において指摘したとおりであるので、次回の契約更改時には適切に対処されたい。

イ 成績調書については、原本は会計課、写しを所管課に送付すると規定されていることから、適切に対応されたい。

(11) 企画財政課

ア 契約書作成上の注意点として、不必要な捨印、契約内容に基づいた条項及び文字の削除、各保証の履行確認など、確認及び是正を徹底すること。不適切な処理をなくすよう努力を期待する。

イ 他課から依頼された入札事務、契約書作成事務を担当しているが、代理人入札書と代理人届の枚数が合わないなどの入札行為者の本人確認の徹底がされていないのではと推察される文書があったので、今後はこれらの確実な事務執行の手法を検討されたい。また、入札、契約各伺い書の年月日が未記入の状態です事業担当課に渡されているが、欠落箇所がない文書にして渡すべきである。

ウ 少額な契約でも、命令権者及び業務内容の確認、支払根拠の明確化のためにも、施行伺いは必要である。合わせて、後のトラブル防止のために、発注書等を交付すべきである。

エ 少額な案件でも、現場又はその周辺の安全確保のために、安全確保要員の配置をすべきである。

オ 主任技術者（照査技術者）の経歴書、資格証の写しが付いていない。主任技術者は現場における技術のレベル確保における重大な責務を帯びている。その者の資格の有無を確認することは重要な手続きである。今後は、深い注意の下、受注者に添付を強く要請すべきである。

カ 指名委員会開催依頼書がないと、一連の事務執行が適切か判断できない。今後は、適切に対処されることを期待する。

キ 書類の綴り順が悪く、事務執行の流れの確認や検索等に戸惑いを感じた。事業終了後には、整理して保存すべきである。

ク 完成写真が少ない案件がある。さらに、工事成績調書が未完成で綴られているため、工事が適切に施工されたのかなど、全体の完成度の判断ができない。

ケ 起案文書に決裁等月日が欠落している場合は、公文書として最大欠陥文書といわざるを得ない。決裁責任者が責任をもって確認すべきである。

(12) 総評

ア 決裁等月日が欠落している起案文書の多さに、非常に大きな驚きを感じた。このことは、毎月の例月検査においても指摘をしているが、依然減らないことと同様の感じを受けるが、適切な文書処理の確保に何らかの策を検討すべき時と強く思うので、検討を深めることを強く望む。

イ 少額な契約において、施行（施工）伺いがなく、又は発注書もなく関係文書は支出調書だけという契約が数件見受けられた。

起案は、自治体が事務事業を遂行する上で、上位者の意思決定を求め、その意思決定の責任の所在を明らかにし、対外的な説明責任を果たすために必要な文書である。また、発注書についても、責任の所在及び説明責任という理由が当てはまるが、平成30年5月に総務課から発出された随意契約事務処理マニュアルでは、「契約書・請書を省略した場合については、「発注書」を通知すること。」となっていることから、今後の適正な事務処理を強く望む。

ウ 新年度4月1日の契約について、その多くは予算執行可能な時期以前に準備事務を行っていることは、会計年度独立の原則から見ても変則的と感じる。また、各種参考図書（地方財務実務提要等）によれば、その多くは否定的である。本町の現状は根拠もなく、各課対応がばらばらと感じるので、他市町村などの例を参考に検討を深め、本町のルールとして確立することを強く望む。